

谷の間に散在す、川南を高野領とす、古の神戸郷是なり、川北は古の賀美村主揖理桑原四郷の地なり、川南峯巒重疊して、盡深山幽谷にて少の平野なし、然れども地の大さ郡中三分の二に居る、是古の丹生神地なり、○下略

〔紀伊國名所圖會三編二〕伊都郡 東は大和國宇智吉野兩郡、西は本國那賀郡、南は有田郡、北は河内國錦部郡、和泉國泉南郡に攝す、

〔日本書紀二十九〕八年 是年、紀伊國伊刀郡、貢芝草、其狀似菌、莖長一尺、其蓋二圍、

〔東大寺正倉院文書十二〕山背國愛宕郡雲下里計帳○神龜三年

戸主少初位上出雲廣足、年陸拾玖歲、○中略
女出雲臣乎美奈賣、年伍拾壹歲、丁女 和銅五年、逃紀伊國伊刀郡

〔東大寺正倉院文書三十七〕紀伊國正稅帳

紀伊國司解 申天平二年、收納大稅并神稅事、○中略

伊都郡

天平元年、定大稅稻穀伍阡參伯肆拾斛漆斗漆升漆合、○下略

〔紀伊續風土記二十七〕總論

那賀郡

疆域、東は伊都郡に接し、西は名草郡に接し、南は有田郡と界し、北は和泉國泉南日根二郡に界す、其廣袤大抵東西四里餘、南北六里餘、紀川其中央ヲ貫きて東西に流れて、川の北は二里にして葛嶺を界とし、川の南は四里にして、遠く長嶺を以て界とす、那賀は舊郷名なり、今の長田莊邊の名にして其義なるべし、其地平廣にして長の名に應せり、○註 郡名を定らる、時、取りて大名とせられしなり、○中略 大寶に當郡をして絲を獻せしむるを見れば、當郡蠶桑に宜しき地なる事知べし、今猶郡中多く棉花を作り、木綿并に紋羽を織るを婦女の業とす、古絲を作りし遺意といふべし、